



# 三重県公報

平成14年12月20日(金)

第1431号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

- 三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則……………(医療チーム) 1
- 三重県保健師助産師看護師等特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則……………(同) 2
- 三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則……………(金融支援チーム) 2

### 告示

- 有害な図書類の指定……………(青少年育成チーム) 3
- 漁獲共済に係る規約の設定についての同意が要件に適合している旨……………(団体協働推進チーム) 5
- 共済契約の締結の申込み等についての同意が要件に適合している旨……………(同) 5
- 同伴……………(同) 5
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出……………(まちの活力づくり支援チーム) 5
- 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見の概要……………(同) 6
- 同伴……………(同) 7
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要……………(同) 7
- 同伴……………(同) 7
- 町及び字の区域を変更する旨の届出……………(市町村行政チーム) 8
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防チーム) 8
- 同伴……………(同) 8

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(NPOチーム) 9
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨……………(同) 9
- 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(農地調整チーム) 9
- 一般競争入札を行う旨……………(下水道チーム) 10

### 特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(ネットワーク管理チーム) 13

## 規則

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成十四年十二月二十日

三重県知事 北川 正 恭

### 三重県規則第六十六号

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則(昭和三十七年三重県規則第八十九号の二)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「施設」を「施設等」に改め、「並びに県内の保健所及び市町村」を削る。

第三条第一項中「保健所又は市町村」を「同表第八号に掲げる特定町村」に、「するもの」を「する者」に、「受けている者」を「受けている者のうち、別表第一に掲げる施設と重複しない施設において業務に従事しようとする者」に改める。

第十一条第一項中「三年間」を「五年間」に改める。

第十二条中「二分の三」を「二分の五」に改める。

第十九条中「学業成績証明書及び健康診断書」を「学業成績及び健康状態を証明する書類」に改める。  
別表第一中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。  
八 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に定める特定町村（保健師に限る。）  
別表第一に次の一号を加える。

十 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所（第一号から第七号までの医療機関又は第九号の介護老人保健施設において三年以上の実務経験を有する者が従事しようとする場合のみ該当するものとし、当該実務経験を、五年間の看護職員の業務に含めて算定して差し支えないものとする。）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条、第三条第一項、第十一条第一項及び第十二条並びに別表第一の規定は、平成十四年四月一日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

三重県保健師助産師看護師等特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十四年十二月二十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第六十七号

三重県保健師助産師看護師等特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県保健師助産師看護師等特別修学資金貸与規則（平成九年三重県規則第四百十五号）の一部を次のように改める。

第一条中「修学資金」を「特別修学資金」に改める。  
第三条第一項中「するもの」を「する者」に、「修学資金を」を「特別修学資金を」に、「修学資金の貸与を受けている者」を「修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けている者のうち、別表に掲げる指定機関と重複しない施設において業務に従事しようとする者」に改め、同条第二項中「修学資金」を「特別修学資金」に、「毎月五万円を」を「毎月、修学資金の貸与を受ける者は月額五万円から修学資金の貸与月額を控除した額を、修学資金の貸与を受けない者は五万円を」に改める。

第四条中「修学資金の」を「特別修学資金の」に改める。  
第五条中「修学資金」を「特別修学資金」に改める。

第六条第一項第四号及び第二項中「修学資金」を「特別修学資金」に、同条第三項中「学業成績書又は健康診断書」を「学業成績又は健康状態を証明する書類」に、「修学資金」を「特別修学資金」に改める。

第七条、第八条、第九条及び第十条第一項中「修学資金」を「特別修学資金」に改める。

第十一条中「修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（修学資金の貸与を受けた期間が三年に満たないときは、三年とする。）以上」を「五年間」に、「修学資金」を「特別修学資金」に改める。

第十二条中「修学資金」を「特別修学資金」に、「二分の三」を「二分の五」に改める。

第十三条、第十四条及び第十八条中「修学資金」を「特別修学資金」に改める。

第十九条中「学業成績証明書及び健康診断書」を「学業成績及び健康状態を証明する書類」に改める。

第二十条第三項及び第四項中「修学資金」を「特別修学資金」に改める。

別表中、第六号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第三条、第十一条及び第十二条並びに別表の規定は、平成十四年四月一日以後に特別修学資金の貸与が決定される者の特別修学資金について適用し、同日前に特別修学資金の貸与が決定された者の特別修学資金については、なお従前の例による。

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十四年十二月二十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第六十八号

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和三十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「一・五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「協同施設資金」を「共同施設資金」に改め、同条第二項の表中「一・五パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同条第三項の表中「(集団化事業のうち、主として一の建物の内部に集団して当該事業協同組合等の組合員若しくは所屬員の事業の用に供するために建物その他の施設を設置する場合であつて、経済産業大臣の承認を受けて別に定める基準に適合するものに係る施設については、当該基準で定める償還期間)」及び「(集団化事業のうち、主として一の建物の内部に集団して当該事業協同組合等の組合員若しくは所屬員の事業の用に供するために建物その他の施設を設置する場合であつて、経済産業大臣の承認を受けて別に定める基準に適合するものに係る施設については、当該基準で定める償還期間)」を削り、「一・五パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同条第五項の表中「一・五パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に、改正前の三重県中小企業等支援資金貸付規則の規定により貸し付けられた資金であつてこの規則の施行の日において償還が完了してないものの償還その他の当該資金に係る行態については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第792号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第12条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定しました。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

番号	種 別	題 名	発 行 所	発 行 年 月 日	指 定 年 月 日	指 定 理 由
186	雑誌	コミック ピンキイ 1月号	(株)オークラ出版	平成15年 1月1日	平成14年 12月20日	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪を誘発するおそれがあるため、青少年に見せ、読ませ、若しくは聞かせることがその健全な育成を阻害するおそれがある。
187	雑誌	COMIC 幻羅 男の実話増刊1月号	(株)大洋図書	平成15年 1月5日		
188	雑誌	COMICマナ VOL.01	三和出版株式会社	平成15年 1月1日		
189	雑誌	コミックメガストア1月号	(株)コアマガジン	平成15年 1月15日		
190	雑誌	超美少女コミック誌 エンジェルクラブ1月号	エンジェル出版	平成14年 12月30日		
191	雑誌	COMICパピポ1月号	フランス書院	平成15年 1月1日		
192	雑誌	COMICヒメクリ1月号	有限会社フォックス出版	平成15年 1月1日		
193	雑誌	COMICペンギンクラブ1月号	辰巳出版(株)	平成15年 1月1日		
194	雑誌	コミックメガストアH 2003 VOL.04	株式会社コアマガジン	平成15年 1月15日		

195	雑誌	コミック阿曇 1月号 VOL.80	ヒット出版社	平成15年 1月1日
196	雑誌	投稿ランキング1月号	株式会社メディア アクセス	平成15年 1月1日
197	雑誌	ホッとパイ 危険な愛体験 12月号増刊	株式会社ビデオ出版	平成14年 12月10日
198	雑誌	スーパー写真塾 1月号増刊 ミニっ娘	株式会社コアマガジ ン	平成15年 1月1日
199	雑誌	いいコトしようよ 漫画プラザ 1月号増刊	株式会社蒼竜社	平成15年 1月10日
200	雑誌	ピチ SM秘小説 1月号増刊	マイウエイ出版株式 会社	平成15年 1月10日
201	雑誌	さそって!!アゲル 2003.1	(株)東京三世社	平成15年 1月1日
202	雑誌	桃尻娘開発局 超天然素人娘 1月号増 刊	雄出版株式会社	平成15年 1月10日
203	雑誌	ネゲット通信VOL.1	三和出版株式会社	平成15年 1月10日
204	雑誌	中出しEX マイルドムック ㊟	東京三世社	平成15年 1月5日
205	雑誌	アナルシャワー 熟女の部屋 1月号増刊	雄出版株式会社	平成15年 1月15日
206	雑誌	DON'T 2003 1	(株)サン出版	平成15年 1月1日
207	雑誌	スーパー写真塾 2003 1	株式会社コアマガジ ン	平成15年 1月1日
208	雑誌	月刊ジャッカル2003.1	雄出版株式会社	平成15年 1月1日
209	雑誌	Dr ピカソ 1	パウハウス	平成15年 1月4日
210	雑誌	Chuッスペシャル1月号	株式会社ワニマガジ ン	平成15年 1月1日
211	雑誌	女子コレ! 女子校生コレクション VOL.01	(株)東京三世社	平成14年 5月1日
212	雑誌	ミルクীবロス	ワンダー企画	不明
213	雑誌	美少女CREAT10 コミックオルカ 6月号増刊	株式会社司書房	平成14年 6月15日
214	雑誌	DO ERO コミックドルフィン 6月号増刊	株式会社司書房	平成14年 6月1日

215	雑誌	ホワイトクリーム 2	ワイレア出版株式会社	平成14年 5月5日		
-----	----	------------	------------	---------------	--	--

三重県告示第793号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号口に規定する漁獲共済に係る規約の設定についての同意は、同法第105条の2第1項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

加入区 の 名称	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
あわび船越加入区	1号漁業 (あわびをとる漁業)	志摩郡大王町船越1822	山 際 楠 義
		志摩郡大王町船越1649 - 2	寺 田 勝

三重県告示第794号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
島勝区域 (海山漁業協同組合のうち島勝の地区)	定置漁業 (雑魚大型定置漁業および小型定置漁業)	北牟婁郡海山町島勝浦252 - 1	島勝定置網組合
		北牟婁郡海山町島勝浦252 - 1	島勝共同大敷組合

三重県告示第795号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
有滝区域 (伊勢市漁業協同組合のうち有滝の地区)	底びき網漁業	伊勢市有滝町 7	三 宅 安 治
		伊勢市有滝町2102 - 7	西 端 鹿 男

三重県告示第796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、次のとおり公告します。

同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名  
2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見

書をこの公告の日から4月以内に三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チームに到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、同法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成14年12月20日

三重県知事 北川 正 恭

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ松阪長月店

松阪市長月町字下石川88番地の30外 17筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称

	名 称
変更前	オークワ松阪サンタン店
変更後	オークワ松阪長月店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
変更前	株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	代表取締役社長 大桑 啓嗣
	未定	-	-
変更後	株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	代表取締役社長 大桑 啓嗣
	松本 勇	松阪市内五曲町31 - 5	-

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
変更前	株式会社オークワ	午前9時	午後11時
	未定	午前9時	午後11時
変更後	株式会社オークワ	24時間営業	
	松本 勇	午前9時	午後8時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	位 置	利 用 可 能 時 間 帯
変更前	駐車場(1)	午前8時30分から午後11時30分まで
変更後	駐車場(1)	24時間

3 変更する年月日

平成14年12月6日

4 変更する理由

2の(1)の変更については、斬新な新店名でイメージアップを図るため

2の(2)の変更については、テナントの入居者が決定したため

2の(3)及び(4)の変更については、社会状況の変化への対応、周辺住民の生活利便の向上及び地域活性化を図るため

5 届出の日

平成14年11月27日

6 届出等の縦覧場所

三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム

松阪地方農政局農林商工部

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成14年12月20日から平成15年4月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第797号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により名張市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、下記の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ夏見橋店  
名張市夏見字上之出2452番地外

## 三重県告示第798号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により四日市市から聴取した意見に配慮し、及び指針を勧案しつつ、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、下記の大規模小売店舗については意見を有しない旨の通知をしたので公告します。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ笹川店  
四日市市室山町字八反田560

## 三重県告示第799号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター  
鈴鹿市北玉垣町字中野801番地外60筆

## 2 鈴鹿市から聴取した意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬事業者の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに周辺歩行者、自転車等の安全確保に留意されたい。

## (2) 騒音の発生に係る事項

荷役作業及び駐車場からの騒音について特に配慮すること。

## 3 意見の縦覧場所

三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム  
北勢県民局農林商工部

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

平成14年12月20日から平成15年1月20日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

## 三重県告示第800号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により久居市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成14年12月20日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ久居店  
久居市明神町風早2666番地外56筆

## 2 久居市から聴取した意見

駐車需要の充足等交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項

ジャスコ久居店の営業時間の延長は、多様化する消費者の購買時間帯に対応したものと考えられる。ただし、騒音問題、駐車時のアイドリングによる排ガス等については、トラブルになりやすいことから、今後とも環境基準値以下になるように努めていただきたい。

- 3 意見の縦覧場所  
三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム  
津地方県民局農林水産商工部
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成14年12月20日から平成15年1月20日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

## 三重県告示第801号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四日市市の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり町及び字の区域を変更する旨、同市長から届出がありました。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

四日市市中野町字南條に編入する区域  
四日市市場町字北裏3093の1

## 三重県告示第802号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防チーム、津地方県民局久居建設部及び美杉村役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
上登地区（追加）急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
一志郡美杉村太郎生字堂元及び字登り
- 3 区域の土地の表示  
一志郡美杉村太郎生字堂元3895番2、3896番1、3896番2、3896番3、3897番地、3898番地、3899番1及び3900番1並びに字登り3917番1の一部、3917番2、3917番3、3918番地、3919番地、3920番地、3921番地、3922番地、3923番地、3923番1、3924番地、3924番1、3925番1の一部、3926番1、3926番2、3926番3の一部、3926番4、3926番6の一部、3931番1、3931番2、3932番地の一部、3960番1の一部、3960番2、3960番3、3961番1の一部、3961番2、3997番1及び3997番2の土地並びにこれらに介在する公有地

## 三重県告示第803号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防チーム、北勢県民局四日市建設部及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
智積地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
四日市市智積町字大谷
- 3 区域の土地の表示  
四日市市智積町字大谷3008番1の一部、3008番5の一部、3008番20の一部、3008番22の一部、3008番23の一部、3008番24の一部、3008番25の一部、3008番27の一部、3008番28の一部、3008番29の一部、3008番30の一部、3011番地の一部、3012番地の一部及び3013番地の一部の土地

## 公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 認証年月日

平成14年12月9日

## 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人ドッグイヤー

## (2) 代表者の氏名

三崎 昭吉

## (3) 事務所の所在地

四日市市諏訪栄町17番4号

## 3 定款に記載された目的

この法人は、ハイテク環境問題やコンピューター社会における情報格差の問題、行政との協働、高齢者・障害者の就労支援、青少年を取り巻く問題に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 認証年月日

平成14年12月9日

## 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

## (1) 名称

特定非営利活動法人サポートセンターすずらん

## (2) 代表者の氏名

野呂 三紀子

## (3) 事務所の所在地

四日市市笹川3丁目42-2

## 3 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び手助けを必要とする人々を対象に、たすけあいの精神に基づいた福祉サービス活動を行い、住み慣れた地域で、住み慣れた家で、最後まで自分らしく安心して暮らしていくことのできる地域社会の創設に努め、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業（低コスト化）漕代地区第1換地区の換地計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年12月24日から平成15年1月28日まで

## 3 縦覧の場所

松阪市役所

## 明和町役場

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成14年12月20日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 競争入札に付する工事概要

## (1) 工事番号及び工事名

平成14年度国補中勢志登低率工国第2601 - 2 分3号

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第7工区）管渠工事

## (2) 工事場所

（自）三重県津市大里川北町地内

（至）三重県津市大里睦合町地内

## (3) 工事概要

延長 926.02m

推進工 800mm 912.9m

立坑工 3基

人孔工 2基

## (4) 工期

平成15年2月から平成16年3月まで（予定）（約380日間）

## (5) 契約後VE方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

## (6) 予定価格

267,663,900円（消費税及び地方消費税を含みます。）

## (7) 当該工事は「請負代金毎月部分払モデル工事」に指定し、「三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領」を適用します。

## 2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていなければならないものとします。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日は平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては直近のもので可とします。）を受審し、以下の要件を満たす者であること。

## ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,000点以上で平成4年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限ります。以下同じです。）として、本件工事と同種工事（下水道管渠工事で、推進工事又はシールド工事。以下同じです。）の施工実績を有する者

(イ) 三重県津地方県民局津建設部管内の市町村に本店を有し、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上で平成4年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工実績を有する者

## イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上の者

(イ) 三重県津地方県民局津建設部管内の市町村に本店を有し、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本件工事に特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 三重県建設工事共通仕様書 1 - 1 - 6 の規定による主任技術者又は監理技術者
  - イ 代表者からは、平成 4 年度以降（過去 10 年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工経験を有すること。
  - ウ 監理技術者については、監理技術者資格者証を有すること。
- (6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (9) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立が行なわれている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てが行なわれている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

### 3 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2 者とします。
- (2) 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、最低 30% 以上とします。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者とします。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配付等

入札説明書並びに設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧及び配付します。

##### ア 閲覧及び配付期間

平成 14 年 12 月 20 日（金）から平成 15 年 2 月 10 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までとします。（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）

##### イ 閲覧及び配付場所

三重県津市桜橋 3 丁目 446 - 34

三重県津地方県民局下水道部運営・用地チーム運営グループ

電話 059-223-5169

##### ウ 方法

入札説明書は無料です。

設計図書等は実費が必要です。

#### (2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び添付資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

##### ア 添付資料

(ア) 同種工事の施工実績

(イ) 2 の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格及び工事経験

(ウ) 2 の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

(エ) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条第 2 号に規定する特定建設工事共同企業体協定書の写し

(オ) 三重県内に本店を有することを証明する書類（三重県内の県税事務所が発行する法人県民税・法人事業税に係る納税証明書。ただし、三重県内の本店で三重県建設工事等入札参加者名簿に登録されている者については、この提出を要しません。）

##### イ 申請書及び添付資料の提出期間

(ア) 提出期間

平成 14 年 12 月 20 日（金）から平成 15 年 1 月 10 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までとします。

(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)

(イ) 提出場所

三重県津市桜橋3丁目446-34  
三重県津地方県民局下水道部運営・用地チーム運営グループ  
電話 059-223-5169

(ウ) 提出方法

申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年2月12日(水)午前10時(郵送(書留郵便に限ります。))による入札については平成15年2月10日(月)午後5時必着とします。

イ 入札場所

三重県津市桜橋3丁目446-34  
三重県津地方県民局下水道部 5階 入札室  
ただし、郵送(書留郵便に限ります。))による入札については、次の場所に郵送してください。  
〒514-0003  
三重県津市桜橋3丁目446-34  
三重県津地方県民局下水道部運営・用地チーム運営グループ  
電話 059-223-5169

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可とします。)を提示してください。

(4) 開札の日及び場所

平成15年2月12日(水)  
三重県津市桜橋3丁目446-34  
三重県津地方県民局下水道部 5階 入札室  
電話 059-223-5169

5 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する  
予定の有無  
無
- (7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。
- (8) 詳細は入札説明書によります。
- (9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。
- (10) 下記の納税確認書等（発行日から起算して 6 月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札には参加できません。  
ア すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）  
イ 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その 3 未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）
- (11) 当該工事は「請負代金毎月部分払モデル工事」に指定し、「三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領」を適用します。このため、前払金を支払う限度額は契約金額の 10 分の 1 の額となり、出来高に応じた請負代金毎月部分払の請求ができます。なお、落札者が提出する「工事内訳書」は契約時に請負契約書に添付し、工事毎月部分払請求の基礎資料とします。
- (12) この工事は、別に公募している平成 14 年度国補中勢志登低率工第 2601 - 2 分 4 号中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第 8 工区）管渠工事と関連する工事で、分割発注した工事であるので、重複して応募はできますが、分割工事を落札した共同企業体の各構成員が、別の共同企業体の構成員として参加している共同企業体は、分割した工事に限り、それ以後の入札に参加できません。
- (13) 入札実施時点で低入札価格調査制度の基準価格を下回った入札が実施された場合には、落札決定を保留して、調査にはいるが、それ以降の分割した工事の入札は、調査終了後、落札決定をするまで、延期するものとします。
- (14) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。  
三重県津地方県民局下水道部運営・用地チーム運営グループ  
電話 059-223-5169

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 14 年 12 月 20 日

三重県知事 北 川 正 恭

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
電子県庁総合システム SI 支援委託業務
- (2) 委託業務履行場所  
三重県庁及び県内各地域機関
- (3) 委託業務の仕様等  
入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 委託業務期間  
平成 15 年 2 月 3 日から平成 17 年 3 月 31 日までとします。

#### 2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和 39 年三重県規則第 15 号。以下「規則」といいます。）第 60 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 経済産業省システムインテグレート登録認定制度（海外企業においては同等の制度）で登録認定されている者であること。
- (6) 都道府県又は同等の規模の公共団体におけるセキュリティポリシー及びそれに係る実施手順の作成又は作成支援の実績がある者であること。
- (7) 都道府県又は同等の規模の公共団体における情報システム開発に係る調達仕様書の作成支援及び業者選定評価支援の実績がある者であること。
- (8) 都道府県又は同等の規模の公共団体における情報化計画の作成又は作成支援及びそれに係る各種規約、ガイドライン等の作成又は作成支援の実績がある者であること。
- (9) 都道府県又は同等の規模の公共団体における情報システム及びネットワークの構築又は構築支援の実績がある者であること。
- (10) 経済産業省所管の情報処理技術者試験で定義される上級以上の資格（海外企業においてはそれと同等の資格）を持つ技術者が10名以上在籍しており、適宜当該委託業務に対して補助又は支援の体制がとれる者であること。

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、次の(1)から(4)までに示す書類等を平成15年1月20日（月）午後5時までに、4の(1)の場所に提出しなければなりません。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

申請書及び添付書類は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

提出された書類等を審査の結果、当該業務を遂行することができるものと認められる者に限り、入札の参加対象者となります。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（所定様式があります。）
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書」の写し（ただし、平成8年1月1日までに本県の資格審査を受けた者は「入札指名資格者名簿登録済通知書（物件用）」とします。）
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないこと用）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し  
三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 上記2の(5)から(10)までの事項を証明する書類

### 4 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県地域振興部ネットワーク管理チーム  
電話 059-224-3363

#### (2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年1月9日（木）午後1時30分  
イ 場所 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県民サービスセンター 6階62会議室

#### (3) 入札説明書（仕様書）の交付期間及び場所

ア 期間 平成15年1月9日（木）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）の午前9時から午後4時30分までの間配付します。（入札説明会でも配付します。）  
イ 場所 三重県津市広明町13番地 地域振興部ネットワーク管理チーム  
（電話 059-224-3363、FAX 059-224-2207）

#### (4) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成15年1月30日（木）午後2時  
イ 場所 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県民サービスセンター 6階63会議室  
ただし、郵送による入札については、平成15年1月29日（水）午後5時までに、4の(1)の場所へ書留郵便で必着する必要があります。

#### (5) 開札の日時及び場所

入札書の提出後、4の(4)のイで直ちに行います。

## (6) 契約条項を示す場所

4 の(3)のイに同じです。

## (7) 入札の方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が代理人名義で入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

## イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

## エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とします。

## キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札及び規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

## 5 契約者に係る制限事項

当該事業の契約者及びその関連会社は、当該SI支援委託業務に関連した事案に係る物品等の調達、システム開発、運用委託等に関する入札には今後参加できません。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書の作成の要否

要

## (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

## (1) Subject matter of the contract:

Support service commissioned for document management system  
(support service for Mie Prefectural Government employees System Integration)

## (2) Date and time for the open bidding:

The meeting for the open bidding will promptly begin at 2:00 p.m. on Thursday, January 30, 2003. Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 p.m. on Wednesday, January 29, 2003.

## (3) Managing Authority:

Network Management Team, Department of Regional Development 13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570  
Tel:059-224-3363

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1 箇月 3,000円  
1 箇年 36,000円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成14年12月20日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862